

医行為

- 医師の医学的判断をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為。
- 業として行えるのは医師のみ（医師の独占業務）。

医師法(昭和23年法律第201号)

第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

平成17年医政発0726005号 医政局長通知

「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」

ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を反復継続する意思をもって行うこと

政府見解(内閣参質155第14号平成15年1月28日)

「厚生労働省としては、ある行為が医師が常に自ら行わなければならない「絶対的医行為」に該当するか否かについては、当該行為が単純な補助的行為の範囲を超えているか否か及び医師が常に自ら行わなければならないほどに高度に危険な行為であるか否かに応じて判断する必要があると考えており、（以下略）」

診療の補助(歯科診療の補助を含む)

- 看護師の業務として医師（歯科医師）の指示の下に行う医行為（歯科医行為）。
- 業として行えるのは看護師のみ（看護師の独占業務）。
- 看護師以外の医療関係職種が医行為を実施できる根拠は、各資格法の「保助看法の規定（診療の補助の業務独占）に関わらず、診療の補助として、～を行うことができる。」旨の規定である。
- したがって、看護師以外の各資格法に定める業務は「診療の補助」に含まれている。
- 看護師が行うことが可能な行為とされるが、看護師一般が行える行為とするか特定行為とするかについては、看護師の教育内容等から判断する必要がある。

保健師助産師看護師法

第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第31条 看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

第37条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をし、その他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。